**（未定稿）**

**2018年2月定例県議会　宮川えみ子県議総括質問　遠野風力発電質問・答弁**

**五、環境破壊が懸念される風力発電の集中立地について**

次に環境破壊が懸念される風力発電の集中立地についてです。

県は、２０１６年度より、阿武隈山系で風力発電を行う事業者を３度にわたって公募しました。このため、計画がこのまま進められれば、既存の発電事業計画と合わせて、１３事業者・１５０万キロ、およそ５００基の風車が乱立することになります。風車の１基の大きさは、大きいもので、ほぼいわきのマリンタワーの２.５倍、郡山のビックアイよりも高く、一枚の羽根だけでも５０ｍ以上になります。

いわき市入遠野地域に集中立地される風力発電事業について伺います。

いわき市南部の山あい、入遠野地区に「（仮称）三大明神風力発電事業」及び「（仮称）遠野風力発電事業」が計画されています。住民団体の皆さんは、このまま予定通り作られれば、地域環境が悪化し居住すら困難になる、事業認可をしないように国と事業者に求めてほしいと県に２度にわたって要望しております。

皆さんのお手元にも写真で置かせて頂きました。パネルをご覧いただきたいと思います。

（風力発電計画のパネル）このパネルは、事業者の説明に基づいて、住民団体の皆さんが図面化したもので、おおよその風車の配置を想定したものです。ふるさとの山の風景は一変します。高さにばらつきがあるのは、小さいのではなく、奥の方に建てられるので、その分小さく見えるということです。巨大な風車が３５基以上で、近くに入遠野小学校・中学校があります。

現在、風力発電等集中立地については、県として規制することはできず、事業者が行う環境影響評価を国に意見として知事が提出するだけとなっております。

地元住民団体は、二つの風力発電が立地される計画地が、急傾斜地の上部の尾根であることでの土砂災害問題、公営水道がなく澤水・地下水利用地域で飲料用をはじめとした生活用水に対する悪影響、低周波・超低周波による住民の健康被害、風車による山火事の危険性、長年親しまれてきた景観の激変で町の自然を失う、こういう問題を強く訴えております。

生活環境部長に質問致します。

三大明神風力発電事業に関する環境影響評価準備書について、経済産業大臣に対し、どのような内容の知事意見を提出したのかお聞きします。（準備書段階・２０１６年１２月

２８日に経済産業省に通知した）

**生活環境部長**

お答え致します。

経済産業大臣に提出した知事意見につきましては、事業を計画する事業者に対し、地盤、水環境、騒音、振動、低周波音、景観等の環境影響評価項目について事業実施による環境への影響を最大限低減するよう求める内容としております。

**宮川県議**

それではこの問題に順次聞いて参りたいと思います。

まず、土木部長にですが、三大明神風力発電事業の計画地における土砂災害の危険性について県の意見をお聞きします。

**土木部長**

お答え致します。

三大明神風力発電事業の計画地を含む周辺には、砂防指定地や土砂災害危険箇所があり、具体的計画が砂防関係法の制限区域内にある場合には、法令に基づく許可が必要となり、土砂災害を防止する観点から計画の内容を適正に審査して参る考えであります。

**宮川県議**

保健福祉部長に質問致します。

三大明神風力発電事業計画地では、住民が飲料水や生活用水に井戸水・沢水などを利用していて悪影響が心配されます。風力発電のほか大規模な太陽光発電事業計画もあり地域住民に影響を及ぼすことが心配されております。

大規模な土地の改変を伴う開発における、飲料水や生活用水の安全確保についてお聞き致します。

**保健福祉部長**

お答え致します

大規模な土地の改変を伴う開発につきましては、事業者が工事及び事業実施による飲料水等への影響回避、または低減するよう必要な環境保全措置を講じるとともに、あらかじめ地下水等の利用状況や、工事による影響の有無などの調査を実施し、飲料水等への影響があきらかになった場合には必要な措置を講ずるべきと考えております。

**宮川県議**

生活環境部長に質問致します。

三大明神風力発電事業から発生する騒音等について、どのような意見を通知したのかお聞きします。

**生活環境部長**

お答え致します

本事業の実施に伴い、発生が予想される騒音、振動及び低周波音については、工事用資材の輸送等による場合も含め、周辺住民の生活の支障となることがないよう対策を求めるとともに、風力発電機の稼働にかかる騒音の調査、予測及び評価については周辺住民の騒音による不快感につながる可能性についても検討し、評価書へ記載するよう求めております。

**宮川県議**

知事が経産産業大臣に準備書の意見を出したあと、２０１７年５月２６日付けで都道府県知事あてに環境省から風力発電の騒音に対する指針が来ております。

生活環境部長に三大明神風力発電事業について、風力発電施設から発生する騒音に関する指針に基づき、事業者に新たな意見を伝えたのかどうかお聞きかせください。

**生活環境部長**

お答え致します。

2017年に策定された風力発電施設から発生する騒音に関する指針につきましては、その後に発出された（出された）国からの通知において、すでに環境影響評価法に基づく方法書の手続きが完了している事業については、調査等の再実施を求めるものではないとされていることから、方法書の手続きが完了している三大明神風力発電事業を計画する事業者に対し、知事意見は発出しておりません。

**宮川県議**

今のご答弁のように、なんの権限もないというそういう状況です。環境省の指針では、もともと静かなところに設置されることが多いので、騒音レベルは低いものの耳につきやすい、煩わしさ「アノイアンス」を増加させる可能性がある等の意見を付けて対策を求めております。

すでに風力発電が設置された地区で、振動によって眠れなくなり、事業者に二重窓にしてもらったが振動はどうしようもない、事業者に言っても担当が変わったとか言って取り合ってくれないと、こういう声です。このような声を把握しておりますか。

**生活環境部長**

お答えいたします。

環境影響評価の手続きにおきまして、事業者が行う住民説明会や環境影響評価図書の公表、縦覧のさいに住民等から提出されました環境保全の見地からの意見を、審査会等において審査し、知事意見を作成しているところでございます。

**宮川県議**

環境影響評価も大事ですけれど、県民が困っているわけですから、こういう声を把握する必要があるんじゃないですか。わざわざ環境省からこういう問題が出てくるというのは、風力発電の振動とか、いろいろ全国各地で問題があるということだと思うんですね。私は住民の声をもっと聴くべきだと思います、県民の声を。その点について環境影響評価とはまた別に、生活環境部長として、そういう実態を見るべきだと思いますがいかがですか。

**生活環境部長**

お答え致します。

環境影響評価制度につきましては、事業者自らが環境影響評価を実施しまして、環境に配慮したより良い事業計画とする制度であり、その制度の趣旨にのっとるように適切に制度を管理・運営して参りたいと思っております。

**宮川県議**

事業者がやる環境影響評価は、事業者側の論理です。

二つの風力発電事業について、（署名数パネル）住民団体の皆さんは２月２７日に中止を求める署名をもって県に要望に来ました。その後増えまして1,434人分の署名があります。計画地のふもとで暮らす住民の８３％の世帯、立地地区に近い行政区では、約９６％の署名です。つまり留守宅など除くと、ほぼ１００％の建設反対の署名が出ております。

県内での風力発電の実態を聞きますと、様々な被害が訴えられております。県は、事業者の環境影響評価に意見を述べるだけ、こういう実態です。いろいろ困っている状況を、捉え方に対する認識が非常に甘いんです。他人事なんです。住民の意見を知らない、そういうことでは、私は県民の命とくらしを守る立場は実現できないと思います。知事が最後に意見を言える準備書で、国に厳しいことを言っておられます。こういう問題をクリアしなければ建設中止も対象に考えてくれと、こういう内容ですけれどそのあとは意見を述べる機会がないんです。あとは事業者任せなんです。工事が終わってから検証すればいいと、そういう無責任なことになりかねないんです。

再生可能エネルギー先駆けの地を目指すというのであれば、集中立地に対するルールも先駆けて作るべきなんです。

企画調整部長に、再生可能エネルギーの導入推進に当たり、県独自のルールを制定すべきと思いますがお聞きします。

**企画調整部長**

お答え致します。

再生可能エネルギーの導入につきましては、地元の理解のもと、関係法令や国の事業計画策定ガイドライン等に基づいて、環境影響評価の手続きなどについて適正になされるべきものと認識しており、国や市町村等と連携しながら事業者への助言・指導に努めてまいります。

**宮川県議**

それができないから言っております。

かつて、私の近くで、バブル期に「ナナトミ」というゴルフ場とリゾート開発があったんですが、そのころ、いわき市の一般会計予算が720億円ぐらいだったんですがそれと同じ規模の開発だったと。近くの井戸水が出なくなり、市の水道から事業者に引かせたことがありました。この事業者はその後、倒産しました。みんなで倒産前にやらせて良かったねと胸をなでおろしたんです。工事が進んでから、出来てから水が出なくなったと言っても、倒産していたらどうするんですか。因果関係がないと突っぱねられたらどうするんですか。水がなければ地元の人は生きていけないんです。何の規制もない、住民の意思も反映できない、それだけでいいんでしょうか。

県民の命と財産を守る、切実な願いを守るのは県政の基本的な役割なんです。地域住民の声が置き去りにされている背景は、住民参加型を共産党は求めてきましたが、それが後景に追いやられている。外国資本とか中央資本優先ですよ、数だけを追っているから。

私は県独自のルールを作り、そしてさかのぼって三大明神も含むこの集中立地の状況をきちんと規制をさせて、そして住民参加型を推進する。それが本当の県民に対する再生可能エネルギーの対する立場であり、それこそが私は再生可能エネルギーが大きく前進する基本ではないかと思います。(住民合意のルールを)再度作って頂きたいんですが、どうですか、検討して頂けませんか。

**企画調整部長**

お答え致します。

先ほど申し上げましたけれども、再生可能エネルギー事業につきましては、地元の十分な理解の下、環境や景観に十分に配慮し計画的に推進されるとことが重要であると認識しております。この間事業者に対しては、環境影響評価の手続きなどについて、関係法令に基づき適正になされるよう国や市町村等と連携しながら助言・指導にとり組んでまいります。

**宮川県議**

住民の協力が圧倒的にないということをお話申し上げました。とにかく実態調査をして頂きたい、そしてルールをつくるための検討をぜひして頂きたい。これは要望します。